

エコチューニングロゴマーク使用規程

環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室

平成 28 年 10 月 27 日制定

1 総則

1.1 目的

この規程は、エコチューニング技術者、エコチューニング事業者等（以下「関係者」という。）がエコチューニングロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに当たって必要な事項を定めるものである。

1.2 管理事務

ロゴマークの権利（商標登録：2015-105536）は環境省が保有し、管理事務は、環境省が選定した「エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局」（以下「推進センター」）が行う。

1.3 ロゴマークの使用

関係者は、ロゴマークを本規程に基づき使用することができる。

1.4 ロゴマークの使用方法

関係者は、ロゴマークの使用にあたっては、推進センターが制定する「エコチューニングロゴマーク使用の手引き」（以下「手引き」）を遵守すること。

1.5 禁止事項

ロゴマークを使用する者は、5に定める事項に抵触してはならない。

2 ロゴマークの使用の申請・承認

2.1 申請・承認不要の使用の範囲

ロゴマークは、以下の目的で積極的に使用することができる。この目的での使用に当たっては、環境省、推進センターへの申請や承認は不要とする。

- 1) エコチューニング技術者が名刺に使用すること
- 2) エコチューニング事業者が自社の実施するエコチューニングについて、紹介や広告等のために使用すること
- 3) 本認定制度を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること

2.2 申請・承認が必要な使用の範囲

ロゴマークを使用しようとする者は、上記 2.1 に該当する場合を除き、ロゴマーク使用申請書（別紙書式 1）を提出し、推進センターの承認を受けなくてはならない。

2.3 ロゴマーク使用者の責務

ロゴマーク使用者は、その意思に基づきロゴマークを使用するものであり、信義に従い、誠実に本規程を遵守しなければならない。なお、環境省はロゴマークの使用に伴って生じる一切の事項（4.2における使用改善の要求、4.3における取消に伴うものを含む）に対する責任を負わないものとする。

3 ロゴマーク使用の条件等

3.1 エコチューニング技術者による使用

3.1.1 使用媒体

名刺に使用するものとする。

3.1.2 使用期間

エコチューニング技術者のロゴマークの使用期間は、資格の有効期間内とする。

3.1.3 認定番号等の表示

ロゴマークを使用する際は、資格名（第一種エコチューニング技術者、または第二種エコチューニング技術者）認定番号を必ず併記しなくてはならない。

3.2 エコチューニング事業者による使用（3.3による使用を除く）

3.2.1 使用媒体

企業パンフレット、ウェブサイト、車体シール、名刺等の媒体で使用するものとする。

3.2.2 使用期間

エコチューニング事業者のロゴマークの使用期間は、認定の有効期間内とする。

3.2.3 認定番号等の表示

ロゴマークを使用する際は、認定番号を必ず併記しなくてはならない。また、名刺への使用を除き可能な範囲でロゴマークが環境省の登録商標であることを明記すること。

3.3 エコチューニング事業者によるエコチューニング実施建築物への使用

3.3.1 使用媒体

エコチューニング事業者は、エコチューニング実施建築物の入り口等にロゴマークを貼付することができる。エコチューニング実施建築物とは、エコチューニング事業者がエコチューニングを実施する業務用等建築物をいう。ロゴマークを貼付する場合は、事前に該当建築物について推進センターに報告をすること（別紙書式2）。

3.3.2 使用期間

エコチューニング事業者によるエコチューニング実施建築物へのロゴマークの貼付は、当該建築物のエコチューニング実施期間内に限る。

3.3.3 認定番号等の表示

エコチューニング実施建築物にロゴマークを貼付する際は、認定番号を併記し、さらに「エコチューニング実施中」と明記しなくてはならない。

また、ロゴマークが環境省の登録商標であることを必ず明記すること。

4 改善等の指示

4.1 ロゴマークの使用状況の監視・使用改善の要求

推進センターは、関係者による使用状況を、ウェブサイト等を通じて定期的に監視し、本規程を遵守せずにロゴマークを使用している事例を確認したときは、使用者に使用改善を求めることができる。

4.2 ロゴマークの使用承認の取消し

推進センターは、ロゴマークを使用する者が、4.1 に定めるロゴマークの使用改善の要求に従わない場合は、当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。

4.3 監視・指示の報告

推進センターは、4.1 による使用改善を行ったとき又は4.2 による使用承認の取消しを行ったときは、速やかに環境省に報告する。

5 ロゴマークの使用に関する禁止事項

ロゴマークについて、次に掲げる使用を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する使用
- (2) 申請・承認の内容に虚偽の情報を含んでいた場合における使用
- (3) その他、本規程及び手引きの定めに適合しない使用

6 その他

本規程の改廃は、環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室長が定める。

附則

本規程は、平成 28 年 10 月 27 日より施行する。

以 上

(書式1)

年 月 日

エコチューニング推進センター 宛て

ロゴマーク使用申請書

エコチューニングロゴマークの使用について、下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、エコチューニングロゴマーク使用規程、エコチューニングロゴマーク使用の手引きを遵守します。

項 目	内 容	
1.使用する法人名称		
2.使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
3.使用目的		
4.使用上の責任者	所属: 氏名: 連絡先 (TEL): (E-mail):	
5.使用方法等	使用媒体	使用方法等
	Web サイト	URL:
	パンフレット・チラシ	部数: 配付先:
	ポスター	部数: 貼付場所:
	雑誌・新聞等広告	媒体名等:
	()	

使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告ください

審査	承認

推進センター 記入欄	受付日	/ /
	ID 発行日	/ /
	ID	-

(書式2)

年 月 日

エコチューニング推進センター 宛て

エコチューニング実施事前報告書

以下の建築物について、エコチューニングを実施し、ロゴマークを貼付する予定ですので、ご報告します。なお、貼付にあたっては、建築物所有者の了解を得ており、エコチューニングロゴマーク使用規程及びエコチューニングロゴマーク使用の手引きを遵守します。

項 目	内 容
事業者名(認定番号・年度)	
実施建築物名	
建築物住所	
建築物用途	1.事務所 2.商業施設 3.ホテル 4.病院 5.学校 6.その他()
建築物の延べ床面積	(m2)
エコチューニング責任者	所属: 氏名: 連絡先 (TEL): (E-mail):
特記事項(貼付場所等)	

受付